



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年8月30日金曜日 第539号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(原子力安全対策課) ...	580
地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....	(医療対策課) ...	580
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	580
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	581
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	581
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	581
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	581
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	582
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	582
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	582
道路の区域変更(県道河辺小田線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	582

公 告

技能検定の合格者.....	(労政雇用課) ...	582
---------------	-------------	-----

人事委員会規則

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則及び教育職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	584
---	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第820号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和6年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年8月20日	株式会社千代田テクノロジー 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二丁目1番43号	89,100,000円	一般競争入札	令和6年7月9日

○愛媛県告示第821号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目9番地5	医療施設食材費高騰対策応援金支給業務	令和6年6月28日	令和6年6月28日	令和6年6月28日から 令和6年10月31日まで

○愛媛県告示第822号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の

2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中村時広

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

宮窪加入区

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

伊予加入区

(愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内)

下灘第二加入区

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

長浜加入区

に付すべき義務は、令和6年8月29日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中村時広

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

宮窪加入区

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

伊予加入区

(愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内)

下灘第二加入区

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

長浜加入区

○愛媛県告示第823号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(令和2年9月愛媛県告示第985号)による保険

○愛媛県告示第824号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-2)第10088号	令和2年9月15日	藤岡建設㈱	藤岡 一貴	西条市周布1758-3	令和6年7月8日	板金工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第7074号	令和2年3月21日	池田機工㈱	浮田 実	西条市新田47-2	令和6年7月12日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第825号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年8月30日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第13号 令和6年8月20日	伊予郡松前町大字中川原字藪西967番1	松山市針田町125番地8 エスベランサ針田201号 間嶋 亮 大香 間嶋 美 香

○愛媛県告示第826号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年8月30日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	デイサービス 笑歩会 大洲	愛媛県大洲市徳森字小鳥越2623番地3	令和6年7月1日	通所介護

○愛媛県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年8月30日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般社団法人 宇和島医師会	宇和島医師会訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市桜町1番50号	令和6年7月31日	訪問看護

○愛媛県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年8月30日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般社団法人 宇和島医師会	宇和島医師会訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市桜町1番50号	令和6年7月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第829号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年8月30日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300602	一般社団法人宇和島医師会	愛媛県宇和島市桜町1番50号	竹田 一彦	生活介護	医師会通所看護さくらまち	愛媛県宇和島市桜町1番50号	令和6年7月31日

○愛媛県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎1369番2から 同町川崎1365番まで	旧	メートル 4.2～9.9	キロメートル 0.066	
			新	4.7～12.9	0.066	

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和6年7月13日から8月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和6年8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 B 1	A甲 6	A甲 7	A甲 10	A甲 11	A甲 12

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	B 1	C 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7 A甲 14	A甲 2 A甲 9 A甲 15	A甲 3 A甲 10 A甲 16	A甲 4 A甲 11 A甲 17	A甲 5 A甲 12 A甲 18	A甲 6 A甲 13

機械検査（機械検査作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 C 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7

建築大工（大工工事作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 8 A甲 15	A甲 3 A甲 10 B 1	A甲 4 A甲 11 C 1	A甲 5 A甲 12 C 2	A甲 6 A甲 13 C 3	A甲 7 A甲 14 C 4

左官（左官作業）

3級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 10 A甲 16 A甲 23 A甲 29	A甲 2 A甲 11 A甲 17 A甲 24 A甲 30	A甲 3 A甲 12 A甲 18 A甲 25 A甲 31	A甲 5 A甲 13 A甲 19 A甲 26 A甲 32	A甲 6 A甲 14 A甲 21 A甲 27 A甲 33	A甲 8 A甲 15 A甲 22 A甲 28 A甲 34

B	2	B	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	B 1		

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 1272

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則及び教育職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則及び教育職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（帳簿の作成）</p> <p>第39条 任命権者は、特種勤務従事簿（様式第1号）、有害ガス発生業務等従事命令簿（様式第3号）、警察職員特種勤務従事簿（様式第6号）、夜間特殊作業従事簿（様式第6号の2）、死体取扱作業従事簿（様式第6号の3）、緊急業務処理作業従事簿（様式第6号の4）、術科指導従事命令簿（様式第7号）、漁労従事簿（様式第8号）、夜間看護業務従事命令簿（様式第9号）、潜水作業従事命令簿（様式第14号）、用地交渉等業務従事簿（様式第14号の2）、航空業務従事命令簿（様式第17号）及び災害応急作業等従事簿（様式第18号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて特種勤務従事簿、有害ガス発生業務等従事命令簿、<u>漁労従事簿、夜間看護業務従事命令簿、潜水作業従事命令簿、用地交渉等業務従事簿、航空業務従事命令簿及び災害応急作業等従事簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>	<p>（帳簿の作成）</p> <p>第39条 任命権者は、特種勤務従事簿（様式第1号）、有害ガス発生業務等従事命令簿（様式第3号）、警察職員特種勤務従事簿（様式第6号）、夜間特殊作業従事簿（様式第6号の2）、死体取扱作業従事簿（様式第6号の3）、緊急業務処理作業従事簿（様式第6号の4）、術科指導従事命令簿（様式第7号）、漁労従事簿（様式第8号）、夜間看護業務従事命令簿（様式第9号）、潜水作業従事命令簿（様式第14号）、用地交渉等業務従事簿（様式第14号の2）、航空業務従事命令簿（様式第17号）及び災害応急作業等従事簿（様式第18号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて特種勤務従事簿、有害ガス発生業務等従事命令簿、<u>_____、夜間看護業務従事命令簿、潜水作業従事命令簿、用地交渉等業務従事簿、航空業務従事命令簿及び災害応急作業等従事簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>

（教育職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（帳簿の作成）</p> <p>第11条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第1号）、多学年学級担当授業又は指導実績簿（様式第2号）、特種勤務手当等整理簿（様式第3号）、教員特殊業務従事簿（様式第</p>	<p>（帳簿の作成）</p> <p>第11条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第1号）、多学年学級担当授業又は指導実績簿（様式第2号）、特種勤務手当等整理簿（様式第3号）、教員特殊業務従事簿（様式第</p>

4号)、教育業務連絡指導従事簿(様式第5号)及び特別支援教育業務従事簿(様式第6号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と教育職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿、多学年学級担当授業又は指導実績簿、教員特殊業務従事簿、教育業務連絡指導従事簿及び特別支援教育業務従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。

4号)、教育業務連絡指導従事簿(様式第5号)及び特別支援教育業務従事簿(様式第6号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。